

りしなり。されば大石の自立して遼を去りしは保大四年八月を去ること極めて近き時なりし事明らかにして、従がつて、遼史の此の歳七月「自立爲王、率所部西去」の記事を以て正鵠を失せざるものなりとせざる可らず。もとより同年二月北庭より西向すべき理由の存するなきなり。

二 北庭都護府に駐るに至りし迄

本文に従がへば大石は遼を去りてより北行三日にして黒水を過ぎ、白達達の詳穩なる牀古兒に會し、馬駝羊の給與を得て西の方可敦城に至り、更に北庭都護府に駐るに至りしものにして、此の地に至る迄何等事件の存するなく、時日の上に於ても極めて短かりしものなるが如し。然れども此の如きは果して是認し得べきものなりや。余は先づ茲に記せる黒水及び可敦城なるものゝ位置に就いて攷究する所なかる可らず。

イ 黒 水

ブレットシュナイデル氏はこゝに見ゆる黒水を以て甘肅省の額齊訥河エチナと定め、何等疑を存せざれども (Bretschneider. *Medieval Researches from Eastern Asiatic Sources*. vol. I, p. 212. note 544) 此の考は決して確かなる根據を有するものにあらず。エチナ川を黒水と稱することは明らかならざりし地方に於て黒水と稱する物は、決して此の河以外に求め得ざるに非ず。氏は大石が遼地を去りて北庭都護府に向へる道途に於て過ぎりたる河流として之をエチナ河と考へ、何等疑がふ所なかりしが如くなるも、然も此の如く考がふれば本文の北